

日本能書列伝 (二)
—— 日本古書論を典拠として ——

永 由 徳 夫

The Lives of the Japanese Master Calligraphers (2)
—— Based on Japanese old Calligraphic theory books ——

Norio NAGAYOSHI

日本能書列伝 (二)

—— 日本古書論を典拠として ——

群馬大学教育学部国語教育講座 永由徳夫

続序

本稿は、前稿「日本能書列伝(一)——日本古書論を典拠として」(『群馬大学教育学部紀要 人文・社会科学編』第六六巻 二〇一七)の続編である。本稿の趣旨は前稿と同様、「日本の古書論を典拠として、日本能書列伝を編み直す」ことにある。古書論を典拠として小伝をまとめることで、往時の「能書」とは、どのような人物を指したのかを明らかにしていく。

前稿でも指摘したように、能書列伝の類はこれまでになかったわけではない。たとえば、『書道全集』全二八巻(平凡社 一九五四〜六一補遺・別巻一九六七〜六八)には、各巻に「書人小傳」が附録され、能書を中心にまとめた『書道藝術』全二四巻(中央公論社 一九七〇〜七三)といった大部なシリーズもある。また、『日本書道辞典』(二玄社 一九八七)、『書の総合事典』(柏書房 二〇一〇)といった工具書や各種「書道史」のテキストにも能書の伝記はまとめられている。ただ、それは長い研究の蓄積による今日的評価に多分に左右されるものである。本稿で目指すのは、往時の人々がどのような前代あるいは同時代の能書を捉え、評価したのか、という視点により、能書列伝をまとめ直すことである。その際、ただ能書を列挙するのではなく、

能書同士の関係性を明らかにしながら、古書論を典拠に記述することで、従来の個々の能書の伝記に終始するものとは一線を画すべく企図する。さらに願わくば、前稿・本稿を通じて、一編の「日本書道史小考」の性質を有することができるならば幸いである。

一 日本古書論における能書一覧

前稿で取り上げた奈良時代から平安時代中期までの能書二〇名を以下に列挙する。

- | | |
|-----------|------------|
| ① 光明皇后 | 〈七〇一—七六〇〉 |
| ② 中将姫 | 〈七四七—七七五〉 |
| ③ 朝野魚養 | 〈生没年不詳〉 |
| ④ 弘法大師・空海 | 〈七七四—八三五〉 |
| ⑤ 嵯峨天皇 | 〈七八六—八四二〉 |
| ⑥ 橘逸勢 | 〈七八二?—八四二〉 |
| ⑦ 藤原関雄 | 〈八〇五—八五三〉 |
| ⑧ 小野恒柯 | 〈八〇八—八六〇〉 |
| ⑨ 藤原敏行 | 〈生年不詳—九〇二〉 |

続けて以下に、本稿で記述する平安時代中期から鎌倉・南北朝時代までの能書二〇名を列挙する。

- | | | |
|---|------|----------------|
| ⑩ | 小野美材 | 〈生年不詳—九〇二〉 |
| ⑪ | 素性法師 | 〈八四四頃—九一〇頃?〉 |
| ⑫ | 菅原道真 | 〈八四五—九〇三〉 |
| ⑬ | 紀貫之 | 〈八七〇頃—九四五頃?〉 |
| ⑭ | 小野道風 | 〈八九四—九六六〉 |
| ⑮ | 紀時文 | 〈生没年不詳〉 |
| ⑯ | 藤原文正 | 〈生没年不詳〉 |
| ⑰ | 小野奉時 | 〈生没年不詳〉 |
| ⑱ | 菅原文時 | 〈八九九—九八二〉 |
| ⑲ | 兼明親王 | 〈九一四—九八七〉 |
| ⑳ | 藤原佐理 | 〈九四四—九九八〉 |
| ⑳ | 具平親王 | 〈九六四—一〇〇九〉 |
| ㉑ | 藤原公任 | 〈九六六—一〇四一〉 |
| ㉒ | 藤原行成 | 〈九七二—一〇二七〉 |
| ㉓ | 延幹 | 〈?—一〇〇八—一〇二一?〉 |
| ㉔ | 藤原定頼 | 〈九九五—一〇四五〉 |
| ㉕ | 源兼行 | 〈?—一〇三二—一〇七四?〉 |
| ㉖ | 藤原伊房 | 〈一〇三〇—一〇九六〉 |
| ㉗ | 源長季 | 〈?—一〇八〇?〉 |
| ㉘ | 藤原定実 | 〈一〇六三—一一三二〉 |
| ㉙ | 藤原定信 | 〈一〇八八—一一五六〉 |
| ㉚ | 藤原忠通 | 〈一〇九七—一一六四〉 |
| ㉛ | 藤原朝隆 | 〈二〇九七—一一五九〉 |
| ㉜ | 藤原伊行 | 〈?—一一三九—一一七五〉 |

- | | | |
|----|------------|----------------|
| ③④ | 藤原教長 | 〈一一〇九—一一八〇〉 |
| ③⑤ | 藤原朝方 | 〈一一三五—一二〇一〉 |
| ③⑥ | 藤原伊経 | 〈?—一一六九—一二二七?〉 |
| ③⑦ | 九条(後京極) 良経 | 〈一一六九—一二〇六〉 |
| ③⑧ | 藤原(世尊寺) 行能 | 〈一一七九—一二五五?〉 |
| ③⑨ | 伏見天皇 | 〈一二六五—一三二七〉 |
| ④① | 尊円親王 | 〈一二九八—一三五六〉 |
- 本稿で典拠とした中古・中世の書論について、前稿に補足する形で以下に概説する。本稿能書列伝において参照した書籍については、〈出典〉〈参考文献〉の項で明示した。

『夜鶴庭訓抄』

世尊寺家六代目・藤原伊行著。一一六五年頃成立し、後継の書論に大きな影響を与えた。「能書人々」の項を設け、弘法大師・嵯峨天皇・藤原敏行・小野美材・兼明親王・小野道風・紀時文・藤原文正・藤原佐理・具平親王・藤原行成・延幹君(藤原冬時)・菅原文時・藤原定頼・小野恒柯・橘逸勢・藤原関雄・素性法師・小野奉時・源兼行・藤原伊房・源長季・藤原定実の名を挙げる。後世の流布本では、『夜鶴庭訓抄』の著者である藤原伊行、及びその父、定信の名も加えられる。また、「三聖」として、弘法大師(空海)・北野天神(菅原道真)・小野道風を挙げる。

『才葉抄』

藤原教長が世尊寺家七代目・藤原伊経に口授したものの、一一七七年成立。『夜鶴庭訓抄』と同様、世尊寺家の書を伝えたもので、これにより世尊寺流が理論づけられた。道風・佐理・行成のそれぞれの長短を論じ、書品論としての価値も高い。また、当時にあつて楷書先習を説いたことも注目に値する。

『金玉積伝集』

兼明親王の著とされる。書法や故実について述べたもの。書に關する貴重な古諺を収録している。

『夜鶴書札抄』

世尊寺家八代目・藤原行能が『夜鶴庭訓抄』を書写し、見解を加えたもの。行能の代より「世尊寺」を名乗るようになり、能書の家としての意識を高めたものの、徐々に書風の定型化も招くことになった。本書は『夜鶴庭訓抄』をほぼ忠実に踏襲しており、巻末に「天下能書得誉人之事」として、能書二名を列挙する。但し、藤原佐理をはじめ、小野恒柯・兼明親王・具平親王の名を落とす。一方で、世尊寺流の父祖、藤原定信・伊行・伊経の他、法性寺流を汲む藤原朝隆・朝方父子の名も列挙する。「三賢之聖跡」として、弘法大師・道風・天神を挙げる。

『心底抄』

世尊寺家九代目・藤原経朝の著。世尊寺流に特化せず、書式・用筆・学書・文房について、書道の大綱を平易に解説したもの。

『右筆条々』

『心底抄』の拾遺篇ともいべき一書である。一三二二年成立。経朝の孫の著とする記載があり、世尊寺家一代目・行房が著者として推定されている。行房は、弟の二代目・行尹とともに、尊円親王に書法を伝授した。

『麒麟抄』

全一〇巻と書論の中では大部である。著書を空海・藤原行成・兼明親王等とする説があるが当たらない。内容から見て、一四世紀中頃、南北朝時代の成立と考えられる。書式・用筆・文房等図解を含め、幅広く記述する。弘法大師・菅丞相(道真)・道風を転生による「三身一体」と捉えている。

『入木抄』

青蓮院流の祖・尊円親王の著。一三五二年成立。中古・中世の書論を集成したもので、『夜鶴庭訓抄』『才葉抄』とともに「入木三部集」を成す。能書として、光明皇后・中将姫・弘法大師・嵯峨天皇・橘逸勢・藤原敏行・小野美材・菅原道真・小野道風・藤原佐理・藤原行成を列挙する。また、今日「三跡」と称せられる道風・佐理・行成の三名を「三賢」と総称する。

『尺素往来』

往来物の一つで、一条兼良(一四〇二—一四八二)の著。書論に特化したものではないが、王羲之ら中国の能書七名と嵯峨天皇・弘法大師(空海)以下の能書を挙げる。世尊寺流が家様と呼ばれて繁栄を極めたこと、当時は尊円親王の書が軌範とされたこと、などの記述がある。

二 日本能書列伝 (二)

以下に、日本能書列伝(二)として二〇名の小伝をまとめる。凡例は前稿にほぼ準拠した。特に字数については、自身で設定した五〇〇字以内を厳守した。これにより、あるいは説明に不足もあろうが、萬々「簡にして明」ということをご海容願いたい。

【凡例】

- 一. 配列は原則として生年順(生没年不詳の場合は推定)とした。
- 二. 出典とは、その能書に関する記述のある古書論・古典籍等である。
- 三. 能書の記事に関しては、適宜古典文学作品より補った。
- 四. 字数は五〇〇字以内とし、能書によって著しく分量に差が出ないよう留意した。

具平親王（ともひらしんのう）

応和四年（九六四）—寛弘六年（一〇〇九）。村上天皇の第七皇子。母は女御莊子女王。藤原公任は従兄弟に当たる。二品・中務卿となり、後中書王・六条宮・千種殿と称した。後中書王の呼称は、叔父の兼明親王を前中書王と呼ぶのに対するもの。和漢の才に恵まれ、『和漢朗詠集』『本朝文粹』等に漢詩文が、『拾遺和歌集』以下勅撰和歌集に四一首の和歌が採られている。公任と、柿本人麿・紀貫之の和歌の優劣を論じた故事は有名。「貫之は歌仙なり」と貫之を推す公任と、「人丸（麿）には及ぶべからず」という具平親王が、両者の秀歌十首によって優劣を決したところ、八首が人麿、一首が貫之、残り一首は引き分けとなった、と『袋草紙』に記されている。これをきっかけに、公任が編んだ『三十人撰』を親王が改訂したものが、国宝「歌仙歌合」の本文であると言われ、さらに、公任撰『三十六人撰』との密接な関係も指摘されている。『夜鶴庭訓抄』『能書人々』に親王の名が見えるが、真跡は伝存していない。

夫 徳 由 永

出典：『夜鶴庭訓抄』『采花物語』『袋草紙』『三十六歌仙伝』
参考文献：『書道全集』『日本書道辞典』『書の総合事典』

藤原公任（ふじわらのきんとう）

康保三年（九六六）—長久二年（一〇四一）。『大鏡』に見える「三船の才」が物語るように、漢詩・管絃・和歌のいずれにもその才能を遺憾なく発揮した。『和漢朗詠集』を編纂したことは殊に有名である。書においても、能書の誉れ高く、「卷子本和漢朗詠集」「益田本和漢朗詠集」「唐紙和漢朗詠集切」「太田切」等、『和漢朗詠集』に関わる古筆を中心に、伝称筆者として仮託されている。これは、後人による編纂者への尊崇と見ることもできよう。他に、「十五番歌合」「糟色紙」「堺色紙」等の筆者としても擬せられるが、いずれも後世の書であり、公任の真跡ではない。有職故実書として知られる『北山抄』の自筆稿

本が京都国立博物館に所蔵され、これが唯一の真筆である。『入木抄』に「公任卿は殊勝なれども、行成卿抜群の同時たる故に人も用ひず。我も思ひくだして書役を勤めず」とあり、能書でありながら、書では同時代に群を抜く行成に譲ったことが記される。『夜鶴庭訓抄』に公任の名が見えないのは、このような事情に因るものであろうか。しかしながら、博学多芸の才が当世随一であることは揺らがない。源俊賢・藤原齊信・藤原行成とともに「一条朝の四納言」と称された。

出典：『入木抄』『大鏡』『采花物語』『十訓抄』『公卿補任』『尊卑文脈』
参考文献：『書道全集』『日本書道辞典』『書の総合事典』

藤原行成（ふじわらのゆきなり・こうぜい）

天禄三年（九七二）—万寿四年（一〇二七）。早くから能書の才を発揮し、和様の開祖と称される小野道風に私淑、和様書を完成に導いた。小野道風・藤原佐理とともに「三跡」の一人として知られ、旺盛な能書活動を展開し、行成が権大納言であったことから、その書は「権跡」として尊崇された。世尊寺流の祖とされ、我が国の書道に最も大きな影響を与えた。『夜鶴庭訓抄』には内裏額の揮毫を担当したこと、また、「悠紀主基御屏風書人々」の項に、三条・後一条天皇の二回にわたって清書役を務めたことが記されている。行成の前には佐理が悠紀主基屏風色紙形の揮毫を担当していたことから、行成は佐理の後継として目されたのであろう。『入木抄』では道風・佐理とともに「三賢」として尊重され、「抜群の仁」と絶賛されている。また、一条天皇より白河・鳥羽天皇の御代に至るまで、「能書も非能書も皆な行成卿が風体也」であったと述べられている。真跡に「白氏詩卷」「本能寺切」等が伝わる。「粘葉本和漢朗詠集」「曼殊院本古今集」「升色紙」等、多数の古筆の伝称筆者としてその名が冠せられており、無論これらに確証はないが、それだけ「行成」の名が求められた証左であろう。

出典：『夜鶴庭訓抄』『才葉抄』『夜鶴書札抄』『麒麟抄』『入木抄』『権記』

『枕草子』『栄花物語』『大鏡』『千訓抄』『尺素往来』『公卿補任』
参考文献…『書道全集』『書道藝術』『日本書道辞典』『書の総合事典』『日本書人伝』

延幹 (えんかん)

生没年不詳。寛弘五年(一〇〇八)―治安元年(一〇二二)の事績が確認されている。上総守・源兼房の子。陽成天皇の曾孫。大和守・源兼行の父に当たる。もと東大寺に止住し、寛仁四年(一〇二〇)、法隆寺第一八代別当となった。当代屈指の能書として知られ、『栄花物語』には、寛弘五年(一〇〇八)、藤原道長が中宮彰子に送った歌集を染筆したこと、『権記』には、寛弘八年(一〇一三)、故一条天皇の四九日法会の際に、「法華経」を書写したこと、また、同年、冷泉天皇の三五日法会の際に奉納された「法華経一部十二卷」の外題を揮毫したこと、等々が記録されている。『紫式部日記』には藤原行成と比肩する能書として称賛される。延幹の真跡は伝わらないが、「古今目録抄」(「聖徳太子伝私記」)の紙背に、著者である法隆寺の学僧・顕真による延幹書を臨模したものが伝存(東京国立博物館蔵)、延幹の筆跡を推し量るよすがとして、唯一無二の貴重な遺墨である。『夜鶴庭訓抄』『能書人々』には、「延幹君」としてその名が見える。『行能口伝』によれば、五六歳で没したとされるが、没年は明らかでない。

出典…『夜鶴庭訓抄』『行能口伝』『入木抄』『紫式部日記』『栄花物語』『権記』

『尊卑文脈』

参考文献…『書道全集』『書道藝術』『日本書道辞典』

藤原定頼 (ふじわらのさだより)

長徳元年(九九五)―寛徳二年(一〇四五)。藤原公任の子。居住地より公任を四条大納言と称するのに対し、定頼は四条中納言と称された。歌人として知られ、『後拾遺和歌集』以下の勅撰集に四六首入集し、家集『定頼集』がある。「朝ぼらけ 宇治の川霧 絶え絶えにあらはれ

わたる 瀬々の網代木」は『小倉百人一首』に採られている。能書としても知られ、『夜鶴庭訓抄』には新造内裏の内額揮毫や後朱雀天皇の大嘗会における悠紀主基屏風の色紙形清書に奉仕するなど、最高の榮譽を受けたことが記される。但し、『入木抄』には「定頼卿は父には劣りたれども、其の時に行成卿程の抜群の仁なければ、門殿の額已下、書役に随ひ、其の賞に預かる」とあり、行成亡き後という時勢にも恵まれたことが指摘されている。「大江切」「鳥丸切」「下絵古今集切」「山城切」「本願寺本三十六人家集(元真集)」等、切れ味鋭い古筆切の伝称筆者に擬せられるも、真跡は伝わっていない。

出典…『夜鶴庭訓抄』『夜鶴書札抄』『入木抄』『小右記』『公卿補任』
参考文献…『書道全集』『日本書道辞典』『書の総合事典』

源兼行 (みなもとのかねゆき)

生没年不詳。治安三年(一〇二三)―承保元年(一〇七四)の生存が確認されている。延幹の子で、極官は正四位下・大和守。兼行は輝かしい能書事績で満ちている。『夜鶴庭訓抄』には内裏額及び円宗寺・法成寺等の門扉の揮毫者としてその名が見える。とりわけ「悠紀主基御屏風書人々」の項に記される、後冷泉・後三条・白河天皇の三代にわたって色紙形清書を務めた事績は特筆すべきことである。三度も最高の榮譽に浴したことは、藤原佐理の円融・花山・一条天皇の悠紀主基屏風色紙形揮毫以来、二人目である。「九条家本延喜式」の紙背文書の中に、兼行自筆書状が残されている。この書状と、天喜元年(一〇五三)、関白藤原頼通によって建立された「平等院鳳凰堂色紙形」が同筆であることから、兼行の執筆であることが判明した。さらに、この色紙形の筆跡から「桂本万葉集」「雲紙本和漢朗詠集」「高野切(第二種)」等の古筆が、兼行筆と認定された。特に、『古今和歌集』現存最古の写本である「高野切」が、兼行の能書活動時期に当たる一世紀半ばと判明したことは、仮名の完成を検証する上で、きわめて

重要である。

出典…『夜鶴庭訓抄』『才葉抄』『夜鶴書札抄』『小右記』『榮花物語』『袋草紙』

参考文献…『書道全集』『日本書道辞典』『書の総合事典』

藤原伊房（ふじわらのこれぶさ）

天禄三年（一〇三〇）—万寿四年（一〇九六）。藤原行経の子。藤原行成の孫。世尊寺家第三代当主。伊房の官位昇進は極めて順調であったが、その仕儀が子孫に負の遺産を残したことも事実である。承暦四年（一〇八八）に権中納言となり、寛治二年（一〇八八）には大宰権帥も兼任。しかし、任官中に契丹国との密貿易事件に連座したことから、寛治八年（一〇九四）、正二位から従二位に降格し、停職を命ぜられた。嘉保三年（一〇九六）に正二位に復し、名誉回復を果たしたのもつかの間、六七歳の生涯を閉じたのである。これ以後、世尊寺家は四代続けて公卿に昇進すること叶わず、受難の時代を迎える。それにも拘らず、『夜鶴庭訓抄』『悠紀主基御屏風書人々』の項に、堀河天皇の大嘗会の際に書役であったことに加え、「能書人々」にその名が見え、『夜鶴書札抄』『天下能書得誉人之事』にも、その名が記される。「北山抄」「藍紙本万葉集」「十五番歌合」等で見せる、所謂「世尊寺流」とは異質な、他の追隨を許さぬ豪胆な書風は、不遇をかこつ家格とは別に、父祖に対する畏敬の念を掻き立てるのに充分であったのだろう。出典…『夜鶴庭訓抄』『夜鶴書札抄』『麒麟抄』『入木抄』『権記』『公卿補任』

参考文献…『書道全集』『日本書道辞典』『書の総合事典』

源長季（みなもとのながすえ）

生没年不詳。？—承暦四年（一〇八〇）—？。従四位上・少納言源守隆の子。左大臣源高明の曾孫。備前守、土佐守を歴任し、従四位上・少納言に至った。承暦四年（一〇八〇）に出家したことが、『水左記』（源俊房の日記）に記される。『夜鶴庭訓抄』に、後三条天皇御願の円

明寺（後に円宗寺）の扉の色紙形の揮毫者として記録される。なお、同寺の額は源兼行の手による。『夜鶴庭訓抄』『能書人々』、『夜鶴書札抄』『天下能書得誉人之事』にその名が見え、世尊寺家からも評価されていたことがわかる。但し、伝称も含め、長季の筆とする遺墨は存していない。

出典…『夜鶴庭訓抄』『夜鶴書札抄』『水左記』『尊卑文脈』

参考文献…『日本書道辞典』

藤原定実（ふじわらのさだかね）

康平六年（一〇六三）—天承元年（一一三二）。藤原伊房の子。世尊寺家第四代当主。父伊房の密貿易事件に起因し、官位は従四位上・土佐権守に止まったが、書の家系として、華々しい能書活動を展開した。康和四年（一一〇二）、右大臣藤原忠実の上表文清書を皮切りに、願文、奉幣文の清書を担当した。『夜鶴庭訓抄』『悠紀主基御屏風書人々』に、鳥羽天皇の大嘗会の際に色紙形を揮毫したことが記される。また、『夜鶴庭訓抄』『能書人々』、『夜鶴書札抄』『天下能書得誉人之事』にもその名が見える。承保二年（一〇七五）に伊房が書写した「北山抄」の校合を行っており、ここに定実自筆の奥書が残されていたことは、古筆研究に大きな影響を及ぼした。則ちこの定実自筆奥書と同筆の古筆類が多く残されており、たとえば、『古今和歌集』最古の完本とされる「元永本古今和歌集」をはじめ、「筋切」「通切」「本願寺本三十六人家集（貫之集上・人麿集）」「卷子本古今和歌集」等、一群の名跡の筆者として推定されている。これらの書風から、世尊寺家歴代当主の中で、もっとも「行成様」を自家葉籠中のものとしたことは明白であろう。

出典…『夜鶴庭訓抄』『夜鶴書札抄』『麒麟抄』『中右記』『水左記』

参考文献…『書道全集』『日本書道辞典』『書の総合事典』

藤原定信（ふじわらのさだのぶ）

寛治二年（一一〇八）—保元元年（一一五〇）。藤原定実の子。伊行の父。世尊寺家第五代当主。官位には恵まれず、従四位下・宮内権大輔に終わった。但し、定実が元永二年（一一一九）に出家すると、書の家の当主として、さまざまな書役を務めた。『夜鶴庭訓抄』には、阿弥陀寺・円勝寺・歓喜光院等の扉の色紙形揮毫、また、「悠紀主基御屏風書人々」には近衛天皇の大嘗会の際の揮毫者として記録され、「能書人々」にも列挙される。『夜鶴書札抄』「天下能書得誉人之事」にもその名がある。定信の書業として特筆すべきは、大治四年（一一二九）から仁平元年（一一五二）の二三年間をかけて、一切経全五〇四八巻を独力で書写したことである。一筆一切経を成し遂げたその執念は、祖父伊房が『万葉集』全文を短時日で書き上げたことと成果は異なれど、右肩上がりの速書は伊房譲りである。定信は鑑識にも通じ、「屏風土代」を道風三五歳の書、「白氏詩卷」を行成四七歳の書と判じたことは、今日の古筆研究の基盤になっている。「本願寺本三十六人家集（貫之集下）」「金沢本万葉集」「戸隠切」「戊辰切（巻上）」「女郎花」・巻下」の筆者として伝えられる。

出典：『夜鶴庭訓抄』『夜鶴書札抄』『麒麟抄』『今鏡』『台記』『字槐記抄』

『兵範記』『古今著聞集』

参考文献：『書道全集』『日本書道辞典』『書の総合事典』

藤原忠通（ふじわらのただみち）

承徳元年（一一〇九七）—長寛二年（一一六四）。法性寺流の祖。皇位継承問題に関わり、保元の乱では骨肉の争いとなったが、後に摂政・関白、太政大臣となり、権勢をふるった。政治家としての評価は分かるが、能書としての忠通の名は揺るぎないものがある。武家の台頭に連動したかのような雄渾な書風は、晩年に隠退した法性寺に因み、法性寺流と称され、一世を風靡した。『夜鶴庭訓抄』では、忠通（入

道殿下）の事績として、宝莊院・円勝寺・法金剛院・歓喜光院等、多くの寺院の門額を揮毫した旨を記す。だが、政権と結び付いて台頭する忠通に対し、世尊寺家は危機感を抱いたであろうか、「能書人々」にその名は見えない。『才葉抄』では「法性寺殿（忠通）の御筆は、かく人の右へひら（平）みたる也」と評している。『入木抄』では「法性寺関白出現の後、天下一向此の様に成りて」と述べた上で、「法性寺関白は、又権跡を摸する也」と、忠通が行成の書を学んだことを記している。行成によって確立した和様書に、覇気を加えて新境地を拓いたのが忠通の書である。歌にも優れ、『小倉百人一首』に「わたの原こぎいでてみれば久方の雲居にまがふ沖つ白波」が採られている。

出典：『夜鶴庭訓抄』『才葉抄』『夜鶴書札抄』『入木抄』『今鏡』『尺素往来』

参考文献：『書道全集』『日本書道辞典』『書の総合事典』

藤原朝隆（ふじわらのともたか）

承徳元年（一一〇九七）—平治元年（一一五九）。参議・藤原為房の六男。官位は正二位まで昇った。冷泉中納言と号す。父為房は、大江匡房・藤原伊房とともに「前の三房」と称される。『夜鶴庭訓抄』「悠紀主基御屏風書人々」に、後白河天皇の大嘗会の際に色紙形を清書したことが記される。朝隆は法性寺流の影響を受け、重厚感のある書をよくした。それまで、悠紀主基屏風色紙形の揮毫は、藤原伊房・定実・定信と、世尊寺家が三代にわたって担当していたが、後白河天皇は藤原忠通を祖とする法性寺流が好みで、その系譜に連なる朝隆を抜擢したのであろう。『夜鶴庭訓抄』「能書人々」に朝隆の名を載せないのは、伊行の意地であろうか。『夜鶴書札抄』「天下能書得誉人之事」には、子の朝方も含め、列せられている。「中尊寺建立供養願文」の清書（同願文写本奥書）、「得長寿院供養願文」の清書（『中右記』）等の能書事績があり、当代一流の能書として認められていたのであろう。京都大

学附属図書館蔵『兵範記』の紙背に書かれた書状二通、『宝簡集』に請文一通と美福門院令旨の二点が残されており、これらは朝隆の真筆として伝わる。

出典：『夜鶴庭訓抄』『夜鶴書札抄』『今鏡』『台記』『中右記』『兵範記』『公卿補任』
参考文献：『書道全集』『日本書道辞典』

藤原伊行（ふじわらのこれゆき）

？～保延五年（一一三九）—安元元年（一一七五）。藤原定実の孫。定信の子。世尊寺家第六代当主。祖父・父に比してさらに官位に恵まれず、従五位上・宮内少輔に止まった。伊行の最大の業績は、書論『夜鶴庭訓抄』（一一六五年頃成立）を著したことである。これにより、世尊寺家の書法故実が明らかとなり、また、内裏額・寺院門額・悠紀主基屏風色紙形の揮毫者を一覽とし、「能書人々」の項を設けて当時の能書を列挙した功績は大きい。執筆の背景には、世尊寺家の立場が盤石なものではなく、趨勢が法性寺流に傾きつつあることへの危機感があった。伊行がもつとも拘ったのが、悠紀主基屏風色紙形の清書である。自身、二条・六条天皇の二代にわたって奉仕するも、その後の後白河天皇の際には法性寺流の藤原朝隆が割って入る形となり、家の立場が揺らいでいることを痛感していたに相違ない。但し、伊行は理論ばかりを主張したのではなく、その理論を実践したことは特筆に値する。同書で「葦手」について説き、「葦手下絵和漢朗詠集」を書き残している。また、定信とともに「戊辰切」（『和漢朗詠集』）を書写するが、子である伊行が巻上を担当していることは興味深い。

出典：『夜鶴庭訓抄』『夜鶴書札抄』『麒麟抄』『台記』『宇槐記抄』『兵範記』
参考文献：『書道全集』『日本書道辞典』『書の総合事典』

藤原教長（ふじわらののりなが）

天仁二年（一一〇九）—治承四年（一一八〇）。難波飛鳥井流の始祖

である大納言・藤原忠教の次男。官位は正三位・参議。崇徳上皇の寵遇を得、「新院の近習者」と呼ばれて権勢を張った。保元の乱では、崇徳上皇・藤原頼長側に加担したが、敗北を喫し、常陸国に配流された。晩年は、高野山に籠って余生を送ったという。能書として知られ、『今鏡』には、頼長が定信に、教長と朝隆のどちらが書に秀でているか問うたとの逸話がある。頼長は『台記』の中で「能書の誉、当世に冠絶す」と絶賛している。藤原佐理に私淑し、法性寺流の祖・藤原忠通の書風も伝えたという。一方、世尊寺家第七代・藤原伊経に書法を口授した。これが『才葉抄』であり、世尊寺流を支える書論となった。道風・佐理・行成の三名をまとめて「能書」（異本では「三賢」と捉えたのは、『才葉抄』が初出である。世尊寺流・法性寺流のいずれにも大きな影響を与え、その後の書流形成の契機ともなった。「般若理趣経」（大東急記念文庫蔵）はじめ、「二荒山本後撰和歌集」「今城切」「長谷切」等の古筆、「源氏物語絵巻（竹河・橋姫）」や「伴大納言絵詞」の詞書等、多くの名筆が教長の真跡として認められている。

出典：『才葉抄』『今鏡』『台記』『山槐記』
参考文献：『書道全集』『日本書道辞典』『書の総合事典』

藤原朝方（ふじわらのともかた）

保延元年（一一三五）—平治元年（一一二〇）。藤原朝隆の長男。官位は正二位・大納言。三条大納言・堀大納言と称された。朝隆を超え、官位を得、鳥羽法皇・後白河法皇の二代にわたって院近臣として仕えた。朝隆の資質を受けたか、朝方も能書として知られた。『夜鶴庭訓抄』の古写本にはその名は記されないが、同流布本の「悠紀主基御屏風書人々」の項には、高倉天皇の大嘗会において、朝方が色紙形揮毫を担当したことが記録される。同流布本では、仁安三年（一一六八）の高倉天皇大嘗会をもって、この項は終わりとなる。平清盛が東大寺において受戒した時の戒牒の清書を行う（『玉葉』）など、当時、能書

としてめざましい活躍を見せたようである。朝方の遺墨として、二通の書状が伝存するが、今日の評価はそれほど高いものとは言えず、言及されることも少ない。院近臣としての立場が大きく影響を与えたのであろう。

出典：『夜鶴庭訓抄』『夜鶴書札抄』『兵範記』『玉葉』『尊卑文脈』

参考文献：『日本書道辞典』

藤原伊経（ふじわらのこれつね）

？～仁安四年（一一六九）—嘉祿三年（一二二七）？。藤原伊行の子。世尊寺家第七代当主。父の官位は超えたが、正四位下・太皇太后宮亮で止まり、世尊寺家にとつては官位も振るわず、経済的にももつとも苦しい時期であった。『玉葉』に、藤原兼実が元暦元年（一一八四）に上表文の清書を伊経に依頼したものの、清書の際に着用する正装を用意できず、仮病と称して辞退したという故事が見える。能書としての評価は高く、兼実が摂政を辞任した際の上表文は伊経が担当している。安徳天皇の大嘗会の悠紀主基屏風色紙形の揮毫、『千載和歌集』奏覧本の外題執筆等、栄えある能書活動を展開した。書論『才葉抄』は、伊経が安元三年（一一七七）、出家して高野山に住していた藤原教長を訪ね、口授された書法を筆記したものである。父伊行同様、世尊寺家の復権を意図したのであろう。

出典：『夜鶴庭訓抄』『才葉抄』『夜鶴書札抄』『麒麟抄』『玉葉』

参考文献：『日本書道辞典』『書の総合事典』

九条（後京極）良経（くじょうよしつね・ごきょうごくよしつね）

嘉応元年（一一六九）—元久三年（一一〇六）。法性寺流の始祖・藤原忠通の孫。九条兼実の次男。名門の出自により、弱冠二〇歳で正二位に昇り、内大臣・右大臣を歴任、三四歳で摂政、三六歳で従一位・太政大臣となる。将来を嘱望されたが、三八歳の若さで頓死したとい

う（『公卿補任』『尊卑分脈』）。藤原姓・九条姓で呼ぶのが本来であるが、後京極殿と号したことから、後京極良経の名で通っている。叔父である慈円の『愚管抄』によれば、詩歌や書道は群を抜き、政治的手腕にも長じていたという。その書は、法性寺流の一派に連なり、後世、後京極流と称される一大書流を形成した。『入木抄』では、「後京極摂政相統の間、弥此の風（法性寺流）さかりなり」と評しており、法性寺流に連なる書風が一世を風靡していた様子が窺える。家集に『秋篠月清集』があり、『小倉百人一首』には「きりぎりす鳴くや霜夜のさむしろに衣かたしきひとりかもねむ」が採られる。

出典：『入木抄』『愚管抄』『尺素往来』『公卿補任』『尊卑分脈』

参考文献：『書道全集』『日本書道辞典』『書の総合事典』

藤原（世尊寺）行能（ふじわらのゆきよし・せそんじゆきよし）

治承三年（一一七九）—建長七年（一二五五）？。藤原伊行の孫。藤原伊経の長男。世尊寺家第八代当主。世に「世尊寺家」と称するが、この家名は行能の代になって初めて用いられた。世尊寺行能とも呼ばれるように、第一七代行季をもつて同家が絶えるまで、藤原姓よりも「世尊寺」の名を冠して呼称されることが一般的である。第三代・伊房の失脚以来、定実・定信・伊行・伊経の四代にわたつて不遇をかこつてきたが、行能は従三位・非参議を極官とし、ようやく家格の復権を見た。「世尊寺」を標榜したのは、中興の象徴であったのだろう。祖父・父に倣い、書論『夜鶴書札抄』を著し、世尊寺家の存在意義を江湖に示した。これは、『夜鶴庭訓抄』を書き写したものと解説されるが、行能なりの修正を加え、独自の姿勢を示している。たとえば、伊行が能書として挙げなかった法性寺流の一派、藤原朝隆・朝方父子の名を、行能は「天下能書得誉人之事」の項で列している。世尊寺家を復興させたことは評価されるが、一方で家名を標榜したことが、書風の硬直化を招いたことも否めない。『入木抄』では、「行能卿以来、

今の行忠（第一三代）まで、殊に同じ姿也」と評されている。

出典：『才葉抄』『夜鶴書札抄』『麒麟抄』『入木抄』『明月記』『古今著聞集』

『公卿補任』

参考文献：『書道全集』『日本書道辞典』『書の総合事典』

伏見天皇（ふしみてんのう）

文永二年（一一六五）—文保元年（一一三二）。第九二代天皇（在位：弘安一〇年（一一八七）—永仁六年（一一九八）。後深草天皇の第二皇子。『入木抄』を著した尊円親王は、伏見天皇の第六皇子である。伏見天皇は歴代天皇の中でも屈指の能書とされ、『増鏡』では、かつての藤原行成に比肩するほどの名手であることが記されている。行成の「白氏詩卷」や「桂本万葉集」等の紙背には、伏見天皇自筆花押を残すものがあり、これら平安朝の名跡を傍らに置いて愛玩し、学書に励んだことが窺える。その書風は、伏見院流と呼ばれ、鎌倉時代の宸翰様（天皇の書）の基盤となり、受け継がれていった。御製歌集の断簡「広沢切」をはじめ、「筑後切」「読漢書詩」等がその筆跡として伝わる。『入木抄』には、「伏見院の御筆、近来さかりに之を賞玩奉る。就中仮名は一向其様（行成様）也。……是を摸されて、御天骨にてあそばし出だされたる也。真名は佐跡を摸されしか」とある。身近にいた尊円親王の言によれば、仮名は行成を、漢字は佐理を学んだことがわかる。

出典：『入木抄』『増鏡』『尺素往来』

参考文献：『書道全集』『日本書道辞典』『書の総合事典』

尊円親王（そんえんしんのう）

永仁六年（一一九八）—正平二年（一一三五）。青蓮院第一世門跡。伏見天皇の第六皇子。初名は守彦親王。延慶元年（一一三〇）に青蓮院に入り、同四年（一一三一）、名を尊円と改めて青蓮院門跡に

就任した。以来、五九歳で没するまで、天台座主を四度、青蓮院門跡を三度務めた。能書で知られる伏見天皇を父に、後伏見・花園天皇を兄に持ち、尊円親王自身も天賦の才に恵まれた。書を世尊寺家第一二代当主・行房、同第一二代当主・行尹兄弟に入木道の指南を受けた。自らも小野道風・藤原行成といった上代様の書法を会得し、独自の書風を打ち立てた。この書風は、多くの追隨者を生み、尊円流・青蓮院流として一世を風靡した。『尺素往来』には、「近日者、和字・漢字、

共二以青蓮院尊圓親王御筆、為規模」と記述されている。江戸時代に入ると「御家流」と名を変え、公用書体として後世まで永くその命脈を保った。また、幼帝であった後光厳天皇の手習い用に秦覧した『入木抄』（一一三二年成立）を著している。これは若き新帝のみならず、中古・中世の書論を集大成するものであった。尊円親王の遺墨は、書状や懐紙を中心に現存するが、特に「大覚寺結夏衆僧名」は有名である。

出典：『入木抄』『尺素往来』『門葉記』『華頂要略』『玉石雜誌』『本朝能書伝』

参考文献：『書道全集』『日本書道辞典』『書の総合事典』

結語に代えて—書論の生成と藤原忠通の存在

前稿・本稿を併せて四〇名の能書の小伝をまとめた。特に本稿においては、『夜鶴庭訓抄』（藤原伊行）・『才葉抄』（藤原教長・藤原伊経）・『夜鶴書札抄』（藤原行能）・『入木抄』（尊円親王）等の書論を編著した人物達とほぼ同時代の能書を列挙する。今日における評価は、これまでの研究が集積された結果を踏まえての歴史的評価に依拠するものであるが、同時代の評価は、まさしく往時の立場に左右されるであろう。客観性という点から見れば、些か問題がないわけではないが、同時代を生きる者同士の「生の声」は、それはそれで意味を持つ。たとえば、法性寺流の一系統である藤原朝隆・朝方父子について、今日言

及されることは殆ど無いが、往時においては評価の対象になつてゐる。一方で、日本書道史を論じる上で欠くことのできない、西行、また、藤原俊成・定家父子は、古書論・古典籍において語られることは少ない。これは、歌人としての圧倒的な業績により、能書としての力量が覆われてしまったことも理由の一つであろう。評価における古今の隔たりについては、今後その事由を精査していきたい。

平安時代後期以降、書論の成立が見られるようになるわけだが、書流との関連は見逃せない。藤原伊行の項でも概要を記したが、その著『夜鶴庭訓抄』により、書の家・世尊寺家の書法故実を明らかにすると同時に、内裏額・寺院門額・悠紀主基屏風色紙形の揮毫者を一覧とし、さらに「能書人々」の項を設けて当時の能書を列挙したことは、顕著な功績と認められる。本書執筆の契機として、必ずしも世尊寺家に書役が回らなくなり、徐々に藤原忠通を祖とする法性寺流へと移行しつつあることへの危機意識があつたことが挙げられる。伊行が能書の事績としてもっとも拘つた「悠紀主基屏風色紙形」の清書も、父定信（近衛天皇）の後を引き継げず、後白河天皇の大嘗会の際には、その寵遇により、法性寺流の藤原朝隆が任用されたことは大きな衝撃であつただろう。その後、伊行自身は、二条・六条天皇の二代にわたつて悠紀主基屏風の色紙形揮毫の榮に浴し、辛うじて書の家としての体面を保つたが、次の高倉天皇の折は、朝隆の子・朝方に書役が移る。伊房の失脚以降、四代続けて公卿に列せられず、冷遇せられた世尊寺家当主にとつて、やむにやまれぬものがあつたことは想像に難くない。ただ、視点を変えれば、世尊寺家の、忠通や法性寺流に対する敵愾心・危機感こそが、今日まで伝わる日本書論誕生の原動力になつたとも言える。忠通が雄渾な書風で世を席捲したことは、世尊寺家を窮地に追い込んだが、結果として忠通の存在があつたからこそ、我が国にも漸く「書の理論（書論）」が生成されるようになったと考えると、大変興味深い。

【参考文献】

- 《全集・叢書》
『書道全集』 平凡社 一九五四～六一、六七～六八
『定本書道全集』 河出書房 一九五四～五七
『書道藝術』 中央公論社 一九七〇～七三
『書の日本史』 平凡社 一九七五～七六
『日本の書』 中央公論社 一九八一～八三
『書の宇宙』 二玄社 一九九六～二〇〇〇
《単行本》
中田勇次郎編『日本書人伝』 中央公論社 一九七四
小松茂美『日本書流全史』 講談社 一九七〇
春名好重『日本書道新史』 淡交社 二〇〇一
石川九楊『日本書史』 名古屋大学出版会 二〇〇一
古谷稔『中国書法を基盤とする日本書道史研究』 竹林舎二〇〇八
《図録・事典》
『日本の書』 東京国立博物館 一九七八
『詩歌と書 日本のごころと美』 東京国立博物館 一九九一
『和様の書』 東京国立博物館 二〇一三
小松茂美編『日本書道辞典』 二玄社 一九八七
石田肇・澤田雅弘他編『書の総合事典』 柏書房 二〇一〇
《雑誌収載論文》
古谷稔「中世の書を切り開いた藤原忠通の法性寺流 ―伝藤原忠通筆詩書卷の息吹―『書物學』一一 勉誠出版 二〇一七

【付記】

前稿において、素性法師の解説中、「素性法師の名は『夜鶴庭訓抄』に見られるが、他の古書論には記述されていない。」と述べたが、その後の調査で、『夜鶴書札抄』「天下能書得誉人之事」に素性法師が列せられていることを確認した。よつて茲に訂正する。

なお、本研究は、JSPS 科研費・基盤研究(C)「中・近世書論を基盤とする『日本書論史』の構築」(課題番号：17K02275)の助成を受けたものである。

(平成二十九年九月二十七日受理)

